

令和4年 下呂市農業委員会第8回総会議事録

開催日時	令和4年8月3日	14:00～15:00	
開催場所	下呂総合庁舎 5階 大会議室		
出席委員	1 番 山下康子 4 番 中川元宏 7 番 中島義彦 11 番 二村昭司 14 番 鎌倉誠也 17 番 松嶋光秋(推) 20 番 二村正明(推) 24 番 日下部道男(推)	2 番 上野耕正 5 番 嶋田浩 9 番 中川輝男(推) 12 番 小林寿 15 番 細江忠光 18 番 熊崎博(推) 21 番 金森茂俊 25 番 井戸克彦(推)	3 番 大森公治(推) 6 番 熊崎みどり 10 番 田中覚章(推) 13 番 川口太三(推) 16 番 中島尊治 19 番 中島次郎(推) 22 番 高木康則
欠席委員	8 番 林忠和(推)	23 番 佐古健	26 番 佐古正昭(推)
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 37 号 農地法第3条の規定による別段の面積の設定について 議事 38 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 39 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 40 号 農地法第5条の規定による許可申請について 第4 その他		
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数13名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第8回農業委員会を開催いたします。		
会 長	【会長あいさつ】		
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 15 番 細江忠光 委員 16 番 中島尊治 委員 をお願いいたします。		
会 長	議題第37号 農地法第3条の規定による別段の面積の設定について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。なお、新型コロナウイルス対策として時間を短縮するため、議案の読み上げおよび、委員による状況説明は省略させていただきます。 議案の2～4ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。		
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条の規定による別段の面積の設定について原案の通り決すにご異議ない方の挙手を求めます。		

【挙手全員】

会 長           ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長           議題第38号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
議案の5～6ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

16番           3条の3について、建物があるようですが。

21番           農作業小屋です。

会 長           その他意見はありますか。

会 長           ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請4件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長           ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長           議題第39号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
議案の7～8ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長           ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請4件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長           ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長           議題第40号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
議案の9～13ページをお開きください。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。尚、9番の案件につきましては、昨年度の農振除外の際に農業委員会で現地確認を行った案件ですので、担当地区の佐古健委員より改めて説明をお願いいたします。

事務局 なお、5条の4につきましては申請取り下げがあったため、今回の採決から除いていただきますようお願いいたします。

事務局 担当委員欠席のため代読いたします。【口述書代読】

会 長 ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

7番 9番については、地元農業委員の意見はどうでしょうか。

24番 一概に反対とは言えない。土地の所有者はぜひ使ってほしいとの意見もある。

21番 勤め人の若い人が来るのではないかと期待できる。公害対策はしっかりとした設計をするだろう。切り粉については不純物をさらに高温で処理すること。ばい煙についてはコスト面で不純物が残るらしい。

事務局 欠席の23番より意見をいただいています。一部の住民からは反対もありますが、農業としての反対ではなく、住民感情や環境への影響についてとのことで

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取りますが、9番の案件とそれ以外の案件については別で採決した方がよろしいでしょうか。農地法第5条許可申請8件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 続きまして、9番の案件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 原案の通り承認いたします。

会 長 以上で本日の案件について審議を終了しますが、その他何かありましたらご意見伺います。

会 長 以上をもちまして、第8回 下呂市農業委員会を閉会します。

15時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

※新型コロナウイルス感染防止策として時間を短縮するため、議案読み上げおよび委員説明を省略した。委員には事前に説明資料を配布しており、当日は質疑応答のみとした。本議事録に配布資料を添付する。

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番

## 第8回 下呂市農業委員会総会 申請内容説明

総会では、コロナウィルス対策として時間を短縮して開催するため、その場での読み上げは行いません。  
議案、申請書をよく読み、意見質問がある場合のみ当日発言ください。また内容に誤りがある場合は前日までにご連絡をお願いします。

### (別段の面積の設定について)

	事務局説明	担当委員説明
<p>議案第37号 農地法第3条の規定による別段の面積の設定について説明いたします。こちらの案件については、農地法施行規則第17条第2項の適用について別紙の申請書が提出されましたので、農業委員会の承認を求めています。</p> <p>今回は、別段の面積の設定が3件、解除が1件提出されています。</p>		
<p>まず、下呂市の別段の面積(=農地取得の際の下限面積)は令和2年7月3日開催の第7回農業委員会総会において、同規則17条第1項の規定においては、それまでの20アールから市内全域10アールに引き下げを行いました。</p> <p>次に、新たに、同規則17条2項を適用する区域として、</p> <p>(1) 譲受人名義または譲受人名義となることが確実な土地に隣接する農地 (2) 遊休農地若しくは遊休化の恐れのある農地 (3) 集団的な農地利用に支障のない農地</p> <p>以上すべてに該当する場合、申請により農業委員会が筆指定した農地については下限面積を0.01アール(1㎡)から取得できることとしました。</p> <p>今回の下限面積適用申請では担当の嶋田浩委員、林忠和委員、高木康則委員が現地確認を行い、条件に合致することを確認しております。</p> <p>この議案で承認されますと、本日付で告示となり、次にご審議いただく農地法第3条申請での下限面積の要件を満たすこととなります。</p>		
<p>1</p>	<p>5番 嶋田 浩</p>	<p>別段の面積の適用を受けたい申請地について説明します。</p> <p>場所は萩原町大ヶ洞で、国道から****に入る分岐付近の場所です。申請地は譲受人の自宅のすぐ裏手と向かいであり、譲渡人は遠方に居住しており管理ができないことから譲受人が譲り受け、農業に励むものです。譲受人が耕作することによって、確実に今後の遊休化防止につながると考えます。また、小規模農家が利用しても、周辺の農地の効率的かつ総合的な利用に全く影響がない箇所と判断しましたので、別段の面積の適用についてご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

2		8番 林 忠和	別段の面積の適用を受けたい申請地について説明します。 場所は萩原町山之口で、宮萩原線沿いにある****の少し手前にある分岐点付近の農地です。譲渡人は市外に居住しており管理ができず、譲受人はこの度農地に隣接する住宅とともに譲り受け、農業に励むものです。今回の所有権移転により、確実に今後の遊休化防止につながると考えます。また、小規模農家が利用しても、周辺の農地の効率的かつ総合的な利用に影響がない箇所と判断しましたので、別段の面積の適用についてご審議のほどよろしくお願ひします。
3		22番 高木康則	別段の面積の適用を受けたい申請地について説明します。 場所は金山町中切で、下呂方面から国道41号で中切に入った最初の集落の中にある農地です。申請地は譲受人の自宅裏手であるため、農地の効率利用を図るため譲渡するものです。今回の所有権移転により、確実に今後の遊休化防止につながると考えます。また、小規模農家が利用しても、周辺の農地の効率的かつ総合的な利用に影響がない箇所と判断しましたので、別段の面積の適用についてご審議のほどよろしくお願ひします。
以上、農地法第3条の規定による別段の面積の設定および解除について審議をお願い致します。			

**(農地法第3条)**

	事務局説明		担当委員説明
	議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、有償による所有権移転が4件提出されています。		
1	番号1については、農振農用地外です。 譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 譲受人の取得後の耕作面積は、3.79aとなり通常の下限面積10aを下回りますが、先ほどの議決で、告示により申請地は下限面積0.01aが適用されることとなります。	5番 嶋田 浩	3条1番について説明します。場所・内容ともに先ほどの説明の通りです。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしくお願ひします。
2	番号2については、農振農用地外です。 譲渡人は市外に居住しており管理が難しいため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。 議案に記載される経営面積は譲受人の親を含みますが、この度譲受人は申請地に隣接する住宅も取得し世帯分離されるため、譲受人には現在経営農地はなく、取得後の耕作面積は6.41aとなります。通常の下限面積10aを下回りますが、先ほどの議決で、告示により申請地は下限面積0.01aが適用されることとなります。	8番 林 忠和	3条2番について説明します。場所・内容ともに先ほどの説明の通りです。 申請地に近接して住む父親が農業を手伝うとのことです。 農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしくお願ひします。

3	番号3については、農振農用地外です。譲渡人は遠方に居住しており管理が難しいため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。譲受人の取得後の耕作面積は、67.04aとなります。	21番 金森茂俊	3条3番について説明します。場所は金山町戸部で、主要地方道金山上之保線の長谷橋から金山方面に200mほど手前の農地です。譲渡人は県外に居住しており管理ができないため、申請地に隣接して居住する譲受人が譲り受け、農業に励むものです。農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしくお願ひします。
4	番号4については、農振農用地外です。譲渡人は、高齢により耕作ができないため譲渡し、譲受人は申請地を譲り受け、農業に励むものです。譲受人の取得後の耕作面積は1.77aとなりと通常の下限面積10aを下回りますが、先ほどの議決で、告示により申請地は下限面積0.01aが適用されることとなります。	22番 高木康則	3条4番について説明します。場所・内容ともに先ほどの説明の通りです。農作業従事状況、道具の保有状況、周辺地域との支障等についても譲受人の取得条件に問題ありません。ご審議のほどよろしくお願ひします。
以上、農地第3条申請について審議をお願い致します。			

### (農地法第4条)

	事務局説明		担当委員説明
	議案第39号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が2件、農林漁業用施設が1件、貸資材置場への転用が1件の計4件、面積については田376㎡、畑1092㎡、計1468㎡です。		
1	番号1については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから問題はないと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。	6番 熊崎みどり	4条1番について説明します。申請地は萩原町尾崎で、下呂小坂線と宮萩原線の合流地点に近い****の南側の農地です。 申請者は申請地の隣に住宅を建築しましたが、最近になって詳細を調べたところ建物が農地にかかっていることがわかったため転用許可を求めるものであります。 隣接する農地の同意は得られていることから、近隣の農業への影響はないものと考えます。
2	番号2については、申請地を貸駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、半径300m以内に下呂市役所星雲会館があることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題は無いと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。	7番 中島義彦	4条2番について説明します。申請地は萩原町萩原で、警察署付近にあった****の隣の場所です。 申請者は近隣の駐車場が不足していることから貸駐車場として転用を希望するものです。現地は既に農地性がないため、始末書が添付されております。 隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。

3	<p>番号3については、申請地を農業用倉庫として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は同意が得られていることから問題は無いと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	8番 林 忠和	<p>4条3番について説明します。申請地は萩原町山之口の旧道沿いで、グラウンドから100mほど上流に上った付近です。 申請地は申請者の父の時代から農業用倉庫として使用されているため始末書が添付されています。 隣接する農地の同意は得られていることから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
4	<p>番号4については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、都市計画法における用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の承諾はないことから問題は無いと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	20番 二村 正明	<p>4条4番について説明します。申請地は少ヶ野で、****の裏手付近です。 申請地を住宅と庭として使用したいことから転用許可を求めるものであります。 現地は既に農地性がないため、始末書が添付されています。 隣接する農地の承諾は得られていることから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
以上、農地第4条申請について審議をお願い致します。			

(農地法第5条)

	事務局説明		担当委員説明
	<p>議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が5件、工鉦業用地が1件、農林漁業用施設が2件、貸駐車場・貸資材置場が1件の計5件。面積については田6,481.59㎡、畑1,465.3㎡、計7,946.89㎡です。</p>		
1	<p>番号1については、申請地を譲り受け建築・土木業の資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。 農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。 一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	2番 上野 耕正	<p>5条1番について説明します。申請地は小坂町湯屋で、湯屋と大洞の境付近、****です。 譲受人は建築・土木業を営んでおり、申請地を自身が経営する会社の資材置場として使用したいため転用許可を求めるものであります。申請地は既に農地性はないことから始末書が添付されています。 隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。</p>

2	<p>番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の進入路および駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題はないと思われます。</p>	6番 熊崎みどり	<p>5条2番について説明します。申請地は萩原町四美で、国道からバイパスを渡り、県道下呂小坂線を小坂方面に700mほど進んだあたりの場所です。</p> <p>申請地は高低差のある狭小な農地であり、隣接する譲受人の住宅に進入するにあたり道幅が狭く急こう配であることから、申請地を譲り受けて進入路を拡張し、また駐車場として転用したく許可を求めるものであります。</p> <p>近接する農地はないことから、問題は無いと思われます。</p>
3	<p>番号3については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の車庫・物置・庭として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、約500m以内に萩原北中学校、JR上呂駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから問題はないと思われます。</p> <p>なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	6番 熊崎みどり	<p>5条4番について説明します。申請地は萩原町尾崎で、****付近の場所です。</p> <p>譲受人は県外に居住しておりますが頻繁に申請地に隣接する実家に帰省しており、その際に親戚がが多いことから駐車場が不足するため、申請地を駐車場や物置・庭として利用したいことから転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。</p>
4	<h2>申請取り下げ</h2>		
5	<p>番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の物置として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地は申請者のもの以外ないことから、問題は無いと思われます。</p> <p>なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	10番 田中覚章	<p>5条5番について説明します。申請地は萩原町西上田で、****前の分岐から住宅地の中に入り、北へ150mほど進んだ場所です。</p> <p>譲受人は申請地に隣接する住宅に居住していますが、手狭なため物置が必要であることから転用許可を求めるものであります。なお、現地は既に農地性がないため始末書が提出されています。</p> <p>隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。</p>
6	<p>番号6については、申請地を譲り受け、農業用倉庫として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>	18番 熊崎 博	<p>5条6番について説明します。申請地は保井戸で、****の上段付近、市営住宅近くの場所です。</p> <p>譲渡人は県外に居住しており管理ができないため、申請地付近に居住する譲受人が譲り受け、農業用倉庫として利用したいため転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地とは高低差が大きく連反性がないことから、近隣の農業への影響はないと思われます。</p>

7	<p>番号7については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、都市計画法における用途地域の指定があることから第3種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われま。</p> <p>なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>	20番 二村 正明	<p>5条7番について説明します。申請地は森で、下呂中学校や****の裏手付近の場所です。</p> <p>譲受人は申請地に隣接する住宅に居住していますが、手狭であるため申請地を車庫・駐車場として利用したいため転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地もないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
8	<p>番号8については、申請地を譲り受け、植林したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地はないことから問題は無いと思われま。</p>	21番 金森 茂俊	<p>5条8番について説明します。申請地は金山町戸部で、主要地方道金山上之保線の境野橋を上之保方面に渡って東側に150mほど入った場所です。</p> <p>申請地は谷沿いの狭小地であり、譲受人の敷地に隣接しています。休耕のまま利用されていないため、譲受人が植林し育林していきたいため転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
9	<p>番号9については、申請地を譲り受け、アルミリサイクル工場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま。</p> <p>なお、当該申請は開発協議が必要な案件だと考えられることから、開発協議の締結が許可条件となると考えられます。</p> <p>また、大規模案件として県庁許可となるため、常設審議会に諮られます。</p>	23番 佐古 健	<p>5条9番について説明します。申請地は菅田桐洞で、下呂関トンネルから横谷前山線を金山方面に1kmほど進んだあたりです。</p> <p>申請地は平成30年度の災害で頭首工が破損しており修繕する見込みもないことから、農地として利用できない状態にありました。譲受人は金山町中切の国道41号沿いでアルミリサイクル工場を営んでいますが、施設が手狭となり移転先を探していたため、申請地を譲り受け、アルミリサイクル工場として利用したく転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地はないことから、近隣の農業への影響はないものと考えます。</p>
10	<p>番号10については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の庭・駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものであります。</p> <p>農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断されます。</p> <p>一般基準として転用の確実性が認められ、申請地に隣接する農地の同意は得られていることから問題は無いと思われま。</p>	24番 日下部 道男	<p>5条10番について説明します。申請地は菅田笹洞で、関金山線にある****より金山側に500mほど手前の旧道沿いです。</p> <p>譲渡人は現在申請地付近には居住しておらず、譲受人は申請地に隣接する空き家を譲受人から賃借していましたが、このたび隣接する空き家とともに申請地を譲り受け、庭・駐車場として利用したいため転用許可を求めるものであります。</p> <p>隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われま。</p>
<p>以上、農地第5条申請について審議をお願い致します。</p>			